
平成 24 年度の協会員に対する監査結果について

日証協 平成 25 年 4 月 16 日

本協会では、平成 24 年度の協会員に対する監査結果を取りまとめ、平成 25 年 4 月 16 日に開催された自主規制会議に報告した。

協会員に対する監査結果は、以下のとおりである。

平成 24 年度の協会員に対する監査結果について

平成 25 年 4 月

日本証券業協会

I 概要

(1) 監査実施数

平成 24 年度に監査を実施した会社数は、会員 87 社、特別会員 53 機関。(監査結果を通知した会社数は、会員 86 社、特別会員 51 機関。)

(2) 平成 24 年度監査の重点事項

- ① 投資者保護の観点から適合性の原則の遵守状況、金融商品の説明及び勧誘状況の点検
- ② 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の充実・強化を一層推進する観点からその整備・強化の状況の点検について重点的に実施。

(3) 監査の指摘状況

- ① 会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 25 社で 23 年度の 23 社に比べ 2 社増加。
- ② 特別会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 4 機関で 23 年度の 19 機関に比べ 15 機関減少。

(4) 指摘内容

協会員に対する主な指摘事項は以下のとおり。

(1) 会員

- ・ 自己資本規制比率の算出に係る不備（法令違反）
自己資本規制比率の算出において、法令、告示の理解不足から、取引先リスクウェイトの適用を誤り、自己資本規制比率を過大に算出していた事例。
- ・ 投資信託の乗換え勧誘に際し重要な事項について説明を行っていない状況（法令違反）
営業員は、投資信託の乗換え勧誘に際し重要な事項（取得手数料、信託財産留保額）について説明しておらず、管理担当部署においても、乗換えに関する重要事

項が実際に説明されたか否かを検証していないなど、管理態勢にも問題が認められた事例。

- ・ 勧誘開始基準等に係る不備（規則違反）

複雑な投資信託及びレバレッジ投資信託の販売について、勧誘開始基準に係る社内規則を定めていないまま勧誘・販売を行っている事例や、社内規則を定めていたものの営業部において正しく理解されていなかったことから、勧誘を禁止している高齢者等に対して勧誘が行われていた事例。

(2) 特別会員

- ・ 業務に関する帳簿書類に係る不備（法令違反）

公共債及び投資信託の募集の取扱いに関して、顧客から申込みの取消し又は変更注文を受けた際、当初の注文において作成した法定帳簿である「募集等の取扱いに係る取引記録」を破棄していた事例。

- ・ 投資信託の乗換え勧誘に係る管理態勢の不備（内部管理態勢の不備）

乗換えの事後チェックを担当する管理部署は、営業員が作成する乗換え勧誘記録において、乗換え勧誘に係る重要事項（概算損益、信託財産留保額）の記載誤り等が多く認められているにもかかわらず見過ごしていた事例。

II 監査実施状況

監査着手日ベース（平成24年4月～平成25年3月に監査を着手したもの）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	24年度	23年度	24年度	23年度
監査実施会社数	87社 (注1)	80社	53機関 (注2)	53機関
1社平均の監査日数	6.1日	6.0日	5.0日	4.8日
(1社あたりの監査日数)	(3～15日)	(3～10日)	(3～7日)	(4～5日)
1社平均の監査人員	4.6人	4.5人	3.6人	3.8人
(1社あたりの監査人員)	(3～14人)	(2～15人)	(2～6人)	(2～6人)

(注1) 内訳は、証券取引所との合同検査30社、本協会単独の監査57社。

(注2) 内訳は、都市銀行2機関、地方銀行22機関、第二地銀協地銀16機関、信用金庫10機関、生保1機関、その他2機関。

III 監査結果の概要

結果通知日ベース（平成24年4月～平成25年3月に結果通知を交付）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	24年度	23年度	24年度	23年度
法令・諸規則違反等を指摘した会社数	25社	23社	4機関	19機関
法令・諸規則違反等が認められなかった会社数	61社	55社	47機関	34機関
計	86社	78社	51機関	53機関

以 上